

秀吉による播磨国賀東郡社の町立て伝承について

—中世末の社の空間的復元を兼ねて—

河村昭一*

延宝五年（一六七七）の年紀を持つ「山本正尚覚書」は、近世において北播磨屈指の在郷町であった加東郡社（現加東市社）が、天正十年（一五八二）の羽柴秀吉による町立て許可を機に、近くの広野村から住人が移住して形成されたと伝える。播磨有数の古社佐保神社が鎮座し、かつ室町期以降隆盛を見る西国三十三所の巡礼道でもあった丹波道の通る社が天正十年まで無人の地だったわけではなく、この伝承を全面的に信じることはできないが、広野村なる村がかつて存在し、そこからの移住者が社町住人の中核となつたという根幹部分については史実を反映していると推測される。また、天正十年に秀吉が社を通過したこともほぼ事実と認められるので、そのとき、社の住人が秀吉となんらかの交渉をしたものとも十分あり得る。その交渉の内容として、すでに町場が形成されていた社の住民らが、秀吉に諸役免除や治安維持の保障などを内容とする市庭法の発布を求めた、あるいは、二年前の秀吉による播磨検地の際、町場のみを独立単位とするよう要求し、その呼称を広野町、もしくは社町とするよう提案して却下されたため再度歎願した、という二つのケースがさし当たり想定されるが、いずれにしても住人側の要求は退けられたものと考えられる。

文禄四年（一五九五）の太閤検地を反映する慶長六年（一六〇一）「佐保社村検地帳」によつて、中世末の社周辺の空間的復元を試みた結果、条里遺構が認められる西側の下位段丘面はほぼ田地であり、中位段丘面も、市街地の東方が、若ヶ谷に築造された池の水による開発で田地化されていたことが確認できた。その南端に位置する字「広野」のみ畠地になつているのは、かつてここに広野村が存在したことの反映と思われる。また、市街地を南北に貫通する現本通、丹波道に相当する現田町通、そして東条に向かう現銀座通の三本の道沿いに屋敷地が存在したことがうかがえる。なお、秀吉への町立て要求の際、住民側はかつて「六日市」という市が立っていたことを主張したと伝えるが、字「六日市」の位置は、丹波道からは外れるものの、千鳥川の河畔に近く、かつ佐保神社の神域からも遠くないので、中世にここで定期市が立っていた可能性は否定できない。総じて「山本正尚覚書」は社町の成り立ちについて史実をある程度反映しつつ、近世前期の社住人の歴史意識を伝える、興味深い史料といえる。

キーワード：播磨国賀東郡社 町立て 羽柴秀吉 佐保神社

Key words : Yashiro, Kato-gun, Harima Province, the establishment of a town, Hashiba Hideyoshi, the Saho Shrine

はじめに

近世における加東郡社村は、宝暦十三年（一七六三）「恵美酒講中」に属する中、元湧羅野又は広野と称して、松樹鬱蒼たる小高き神林なりき。

a 社地は「風土記」に云へる塩野並に小目野の域内に属せる一帯の平原中、元湧羅野又は広野と称して、松樹鬱蒼たる小高き神林なりき。

b 中古諸所に莊園盛んに設けらるるに及び、此の地福田庄に属せり。

c 郷莊保の名乱れて後は、福田郷とも福田保とも書かれたり。

d 扱て其後社頭漸く榮え、四時參詣者絶えざるに至り、且つ土地四方より集合するに、好適の地たるの故を以て、六齋祭日毎に市場を立つることとなり。境内神林中に商店相集りて、遂に六日市と称する一小部落を形成するに至れり。

e 斯くて民屋追々増加して、広野屋一統之れに加はり、社頭益々繁榮し、ふりがな・割注・考証部分などは略)。

f 而して社地内に集まりて出来たる故を以て、佐保社村又は佐保村と言ひたるが、後佐保を略して單に社村と称するに至れり。

要するに、かつて「湧羅野」とか「広野」と呼ばれていた松林に鎮座する佐保神社への参詣者の増加と、当地が交通の要衝であったことから六斎市が立ち、境内に商店が集まつて「六日市」という「小部落」がまず形成され、その後「広野屋一統」（「広野屋」を屋号とする「広野村」からの移住者）が加わつて大集落に

発展した、というのが神崎の結論である。神崎は叙述に當たつて必ず典拠史料を挙げる実証主義に徹していて、本稿の課題たるe・fに関しては、小字「六日市」の存在と延宝五年（一六七七）の「山本正尚覚書」⁽⁴⁾（以下「覚書」と略する）、そして慶長六年（一六一一）の「佐保社村検地帳」⁽⁵⁾を論拠としている。このうち、「覚書」の所伝は、神崎のまとめと若干異なり、羽柴秀吉が天正十年（一五八二）、当地に町立てを許可したため、近くの広野村の住人が佐保神社の門前に移住して初めて町ができるとしている。つまり、神崎は社町の成立年代について「覚書」を根拠に天正八年（神崎の単純なミス）としつつ、それ以前から「六日市」という

「小部落」が形成されていて、そこに「広野屋一統」の移住が加わつて社町に発展したと考えている。この点は、神崎が「覚書」の所伝を正確に解釈しながら敢えてこのような結論を出したのか、それとも十分読み込まないまま、自説を述べたのか定かではないが、結論からいえば、神崎の考察が正しいと思われる。

本稿ではそのことを確認するために、まず「覚書」の所伝の真偽を可能な限り検証し、併せて慶長六年「佐保社村検地帳」を用いて中世末の社周辺の空間的復元も試みたい。これらの問題については、すでに『社町史』本文編において概要を叙述しているが、若干の誤りも犯しているので、改めて論じてみることとする。

一、「山本正尚覚書」

『佐保神社誌』所載の「覚書」には、誤写によるとおぼしき、文意不明の箇所も若干散見されるが、原本は今のところ所在がわからぬため、以下関係部分をほぼそのまま引用する（返り点・ふりがななどは削除し句点・中点を加筆）。

播州加東郡之内福田之郷由良野に御有付被成候正一位佐保大明神事、又ハ社町出來申候事

一、大明神御座被成候ハ、當年迄九百年余以前之事

一、社町出來申は、當年迄九拾六年以前午ノ年太閤様丹波道より此辺御通被成と申ニ付、山本伊予此郷之万頭衆の事なれば、広野村政所瀬左衛門をめしよせら

れ候て被仰ニハ、定而宮山・社之次第御尋可有候間、其方承候て答へ可申と被仰候て、右之卷物取出し候て、是左衛門に読聞せ被成候、具ニ是左衛門承届申候、則御談合の上にて御進上に菓子ひげこに積入、おざかの上ニすゑ置候て、是左衛門御目見へ仕候處ニ、則宮山・御社御覽候て、しかのごとく御尋被為成ニ付、是左衛門其時申上ルニハ、

（中略……是左衛門が秀吉に対しても説明した佐保大明神の由緒）

と、具に是左衛門其時太閤様へ申上候ニ付、御上意ニハ、町ハ可有所と被仰候、夫ニ付又申上候ハ、古六日市と申て、かくれの里より立市の有たると申伝候と申上候ニ付、さらばいかにも町を立よと御上意にて、御通被為成候、

一、山本伊予殿に此通是左衛門具ニ申上候ヘハ、伊予殿聞召、慎んで物をものたまわづ、稍々あつて被仰は、神之敷地にて候へども、富貴する事ニ而候間、是

左衛門町立よと伊予殿も被仰候て、其時広野村の者罷出、町出来仕候、

一、又山本伊予守へ是左衛門申上ハ、町之名を広野町と付可申かと伺ひ候へば、伊予中々さつをこみ神之敷地を広野村の者共が取可申様は、是左衛門きこゑんと被申候、いかにも是左衛門あやまち申候、御免／＼と詫言致し、社町と付可申かと申上候へば、町・宿といふはさかりなり、社村と付可然と被仰候て、それを社村ニ被成候、又被仰ハ、御伊勢の山田中と、又ハ広峯山中と、又此社村は、大明神之宮山之内ニ而候間、是も両所右同前の社村ニ而有間、万事さやうに相心得候へば、神之納受も可有、社村も富貴可仕候ト、伊予被仰候て、両共御よろこび被成と申伝候、

一、太閤様御檢地日本國中被成ル時、恐れ勿躰なきと思召、奈良に納有行基菩薩の御さをを取いださせ、御弟子に罷成と被仰候て、其杖にて三竿うちそめ被成、國々在々知行にとり居被申ルみやう衆・侍のも寺領・社領も不残竿を入うち取被成候ニ付、此福田之郷御打有時、山本伊予守奉檢地奉行頭浅野彈正殿へ御目見へ有ル、此谷打仕舞に河井郷より出水村へ御申被成候て、山本与一郎と申、山本伊予守嫡子を弾正様の小姓に知行百石にて御もらい有により、与一郎をいだし被申候、其時佐保大明神様社領之御訴訟をたつて山本伊予被申ニ付、弾正殿より其よし被仰上ニ付、太閤様御上意ノ間、水帳之を内田貳丁佐保大明神様へ社領に浅野弾正殿より引のけ、社領に被遣候、是も山本伊予又ハ与一郎親子之肝煎にて如此に候、

一、御せん（）に王様より惣立十二人御下し有、九月吉日に佐保社へ御越被成、則長九間横三間之帳の屋作りノ間ハ供僧衆・禰宜外神子の衆なりのさじき、左ざハ伊予殿・大工之兵衛との、又ハ右ざは村上民部殿さじきなり、村々名衆・

侍中は年頭次第、何も次第不同有、正月より極月まで月々神事有、其ふれは春井村藤太夫あるきなり、警固の者は宿村、これと沢部村とハ座敷なし、又山本伊予殿のししのゆるし、神の前にはしかたし被遣候、村上民部どのははしせん被遣候とつたへ有、

一、ゆらの山慈眼寺之内ぼうしやく坊ハ伊予殿菩提所、村上殿ぼだい所は安養坊とつたへ申候、

藤原朝臣山本伊予孫々

延宝五年丁巳六月吉日 山本仁兵衛正尚

この「覚書」は、山本正尚が先祖伊予守正次の功績を顕彰する目的でまとめたもので、内容としては①佐保神社の由緒、②社町の成立事情、③太閤検地における社領の認定とその際の山本伊予父子の活動、④佐保神社の神事における山本らの地位・役割、⑤山本家・村上家の菩提所、の五点となる。このうち、本稿の課題たる②について内容を整理すれば、およそ次のようになる。

a 社町は「当年迄九拾六年以前午ノ年」、すなわち天正十年（一五八二）、広野

村の住人が移住してきた。

b その年羽柴秀吉が当地を通ることを知った福田郷万頭（番頭）衆山本伊予守

正次が、広野村の政所是左衛門にあらかじめ佐保神社と宮山（神領）の由緒を教え、秀吉が来たときそれらを説明させた。

c 秀吉はその説明を受け、また昔当地に六日市という市があつたことも聞かさ

れて、町立てを許可した。

d それから、広野村の住人が佐保神社の門前に移ってきて町ができた。

e 是左衛門が町の名を「広野町」にしようとしたが、山本は、それでは広野村の者が神の敷地を奪つたようになるとして反対した。さらに「社町」ではなく的是左衛門の再提案に対しても、「町」や「宿」は「さかり」として退け、結局「社村」とした。

これらの五点について、以下可能な限りその真偽を検証してみたい。

二、広野村の存否

「覚書」の伝承の根幹は、社町は広野村住人の移住によって成立した、という点であろう。そこで、まず広野村なる村が実際に存在したかどうか、検証しておきたい。

現在、社の東南部に「広野」という小字があり（後掲図1参照）、ここが「覚

書」にいう広野村の旧地であろうことは容易に想像できる。しかし、ここにかつて集落があつたかどうかは、別の検証が必要である。

中世末の社の状況を伝える唯一の史料といえるのが、慶長六年（一六〇一）の「佐保社村検地帳」である。播磨の慶長六年検地帳は実際の検地に基づくものではなく、入封直後の池田輝政が姫路城築城や城下町造成のための年貢・夫役増徴をねらって、六年前の文禄四年（一五九五）の太閤検地帳を基礎に、石高を二割増すことを目指して行った机上操作（主として斗代の操作）の結果を示すものといわれている。⁸⁾したがって、慶長検地帳の記載内容のうち、斗代を除く各種情報、すなわち地字、地種、地積、名請人については文禄四年当時の実態をほぼそのまま反映しているとみなして大過ない。そこでまず、慶長検地帳の地字毎の地種別面積を、現小字と対照しながら次頁表1に示した。そして、現小字に比定が可能な地字を、a 田地のみ、b 畠地のみ、c 田畠混合の三種に分けて、地図上に表したのが後掲図1である。検地帳の地字と現小字は完全に一致するわけではないし、字の境界も太閤検地時のものは不明なので、図1が中世末の社の正確な土地利用図とはいえないことはもちろんあるが、おおよその状況を読み取ることは許されよう。ここにおいて、現小字「広野」に当たると思われる検地帳の「ひろの」隣の「広野前」（検地帳の「ひろ前」）を始め、「東出口」「沢」など、「広野」よりも北側に位置する地字は田地だけである。つまり、図1では空白となっている「ひろのはた」には、畠地しか登録されていないことに注目したい。「広野」の北隣の「広野前」（検地帳の「ひろ前」）を始め、「東出口」「沢」など、「広野」よりも北側に位置する地字は田地だけである。つまり、図1では空白となっている「白池」も含め、中位段丘面に当たるため河川の水を用水として利用できないこの地域も、中世末までに、おそらく字「若ヶ谷」に築造された池の水を利用して田地として開発されていたとみられる。明治十九年（一八八六）測量の二万分の一地形図によれば、「広野」は東側の高位段丘から伸びる舌状の微高地にあり（図3）、現在でも「広野前」に比べ、数十センチも一メートル程度高くなっているので、「沢」から「広野前」まで田地として開発されていたとしても、「広野」は水利が及ばないため畠地となっていた、との解釈も不可能ではない。しかし、現在も中位段丘面と高位段丘の境界に沿って、かつての「道池」「若ヶ谷池」の水を通す水路が南に延びていて、「広野」にわずかに残る田に引水しているように（図2・3）、中世から存在したと思われる若ヶ谷の池の水を用いれば、「広野前」に比べてわずかに高い「広野」でも、田地としての利用は可能だったとみられる。にもかかわらず、ここだけが畠地のみとなっているのは、ここがかつての屋敷地であった、つまり集落が存在していた痕跡とみなすこともできなくはないだろう。字「広野」の地が田地としての開発が可能であるにもかかわらず、文禄四年当時田地がまったくなく、すべてが畠地となっていたことをもって、中世のあ

表1 慶長6年佐保社村検地帳の地字別土地面積

検地帳の地字	現小字	田面積	筆	畠面積	筆	合計	筆
		畠歩		畠歩		畠歩	
宮下	①宮ノ下	210.16	31	40.19	8	251.5	39
岸本	②岸本	429.14	41			429.14	41
かたあがり	③片上り	120.11	12			120.11	12
谷		74.9	14			74.9	14
別所谷		50.10	8			50.10	8
同 野はた	④湯屋谷	16.23	4			16.23	4
同 湯屋谷	④湯屋谷	6.20	1			6.20	1
こもと湯屋谷		9.3	1			9.3	1
こもと	⑤小元	107.14	18			107.14	18
同 谷	⑤小元	67.2	4			67.2	4
野はた		62.4	8			62.4	8
北じやうも	⑥北上門	108.22	20			108.22	20
□岡 □□		33.6	4			33.6	4
じやうも	⑦上門	114.5	20	84.21	19	198.26	39
同 こも池	⑦上門	56.4	10			56.4	10
東出口道下	⑧東出口	197.26	38			197.26	38
沢	⑨沢	113.27	24			113.27	24
同 せかキテン	⑨沢	8.12	6			8.12	6
同 といつめ	⑨沢	65.7	14			65.7	14
堂でん		15.7	5			15.7	5
ひろ埜前	⑩広野前	70.22	19			70.22	19
池尻		43.3	7			43.3	7
坂下	⑪坂ノ下	20.26	3			20.26	3
宮下 小西		30.29	2			30.29	2
小西		10.0	1			10.0	1
ツクた		30.19	2			30.19	2
山西		126.21	14			126.21	14
はざこ		161.25	16			161.25	16
同 たとり		197.18	22			197.18	22
しやうこう	⑫正子	100.4	12			100.4	12
おきだ	⑬沖田	158.7	24			158.7	24
同 西ガキ	⑭西柿	82.8	11			82.8	11
同 やなぎヶつぼ	⑮柿ヶ坪	80.23	13			80.23	13
水滝	⑯水滝	315.7	32			315.7	32
屋の本	⑰矢ノ元	165.20	15			165.20	15
ながとろ		40.18	8			40.18	8
とたう	⑱藤堂	191.17	19			191.17	19
ながとろ	⑲長藤路	420.10	53			420.10	53
大塚	⑳大塚	267.19	39				
池ノ内	㉑池ノ内	248.23	48				
ひろのはた	㉒広野						
むせノかいち							
ひろの	㉓別所						
いせかいち							
一不枝かいち							
大前二郎							
別所							
かいち							
同 将けん本							
山本	㉔山本						
岡坂							
若宮かいち	㉕西浦						
宮之前	㉖宮ノ前						
平五郎坂							
坊の前	㉗防ノ前						
宮のはた							
やもしのまへ							
やもいち							
(屋敷)	㉘上中町						
合 計		58					

注(1)地字は検地帳の記載順に並べたが、複数の箇所に記載のある地字もある。

(2)現小字との対照は、「若宮かいち」は現若宮神社のある「西浦」、「やもしのまへ」は山氏(やもり)神社の前の「上中町」と見るなど、いくらか推定を交えている。

る時期「広野村」がここに存在した可能性を示唆する一つの根拠と考えておきた
い。

この他にも「広野村」の存在をうかがわせる事実がある。それは、近世社村の
商人の屋号である。表2は宝暦十三年（一七六三）当時の社村の商人・職人らの
屋号を整理したものである。¹¹⁾これによると、出身地にちなんだと思われる近隣の地
名を冠したものとして広野屋・出水屋・東実屋・松沢屋・家原屋・福田屋・余田
屋の七種があり、なかでも広野屋が最多の六軒を数える。これは、近世の社の商
人に広野を自家の故地として意識している者（神崎壽景のいう「広野屋一統」）
が多かったことの反映とみることは許されよう。

この点は、社市街地に鎮座する山氏神社（図2参照）を近世以来現在まで祀っ
てきた肥田一族の創作の中に見出すことができる。山氏神社は佐保神社
の神官山氏の氏神的な神社といわれているが、山氏神社文書として伝わっている。

表2 宝暦13年社村恵美酒
講中構成員の屋号

分類	屋号	軒数	分類	屋号	軒数
取 扱 商 品・職 種	古手屋	7	出 身 地	広野屋	6
米 玉 緹 油 魚	4		出 東実屋	2	
玉 緹 油 魚	3		身 松沢屋	1	
緹 油 魚	3		地 家原屋	1	
油 魚	2		福田屋	1	
毛綿屋	2		余田屋	1	
塩 鈴	1		そ 角屋	2	
布 炭	1		万屋	2	
菊(麌)屋	1		坂口屋	1	
ぬし屋	1		酒井屋	1	
三木屋	2		隅屋	1	
淀屋	1		大黒屋	1	
那波屋	1		大深屋	1	
野間屋	1		他 花屋	1	
			嶋屋	1	
合 計		58			

出典は本文註1。

文書群のうち、中世の日付をもつ一通はすべて近世の作成になる偽文書である。
その中に嘉元二年（一三〇四）の年紀を持つ次のようなものがある。

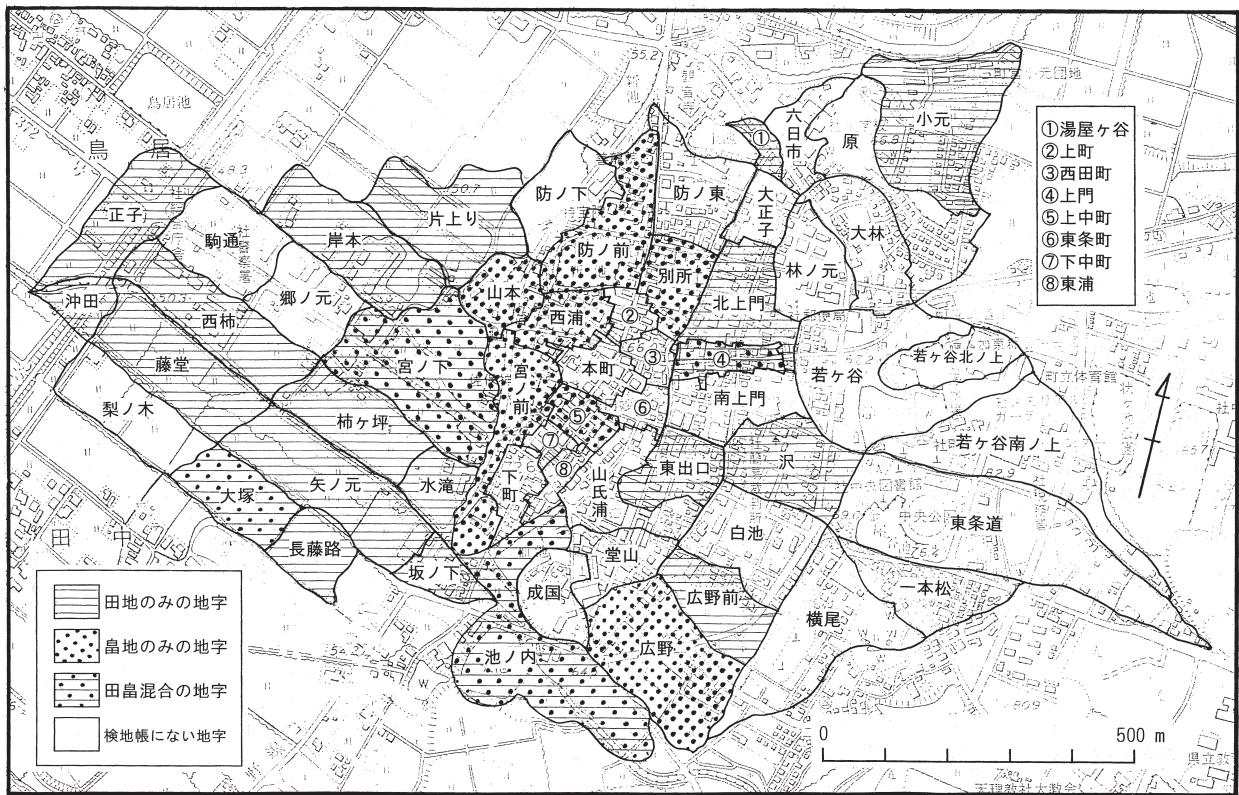


図1 慶長6年佐保村検地帳に見る地字別地種 (地字は明治期)

抑崇建宮相殿源頼道尊、其先

人王五十六代清和天王十一代之苗裔多田四郎頼道之神靈也、頼道之孫多田弥一郎實道之時、有靈夢再三故、實道之伯父長泉上人語之、上人曰、奇哉妙哉、予夢頼道謂我曰、雖死於此廣野、元來出王位而不遠、

清和天王之末孫也、然我廟平人之有廟中、甚不合我心、急可改廟所云々、昔皆田畠開發為縣官篤信而盡善因之、承元元年六月四日勸請崇雷同權現也、四月卯日祭日、月中卯日有二日、初日祭日有三日、中卯日祭祀也、六月四日為田畠開發報恩有獻燈矣、恐惶謹書、

嘉元二年四月一日

肥田頼秀(花押)

これによれば、近世社村の有力者の一人肥田氏は多田源氏の末裔と称し、先祖多田頼道が広野を開発したとしている。⁽¹³⁾ことの真偽を検証することはできないが、少なくとも、肥田氏が自家の由緒を語るのに広野の開発を挙げている点は、前述した社村における多数の「広野屋」の存在と通底するもので、近世社村住人のなかに広野を自分たちの故地として意識する者(「広野屋一統」)がいたことは認めてもよからう。したがって、「覚書」の内容のうち、かつて広野に村落が存在し、その住人が社に移住してきたとする点については、史実を反映すると思われる。なお、社の住人のすべてが広野村からの移住者であったわけではもちろんなく、表2の多様な屋号からも知られるように、近隣各地から人が集まって町場が形成されていったことは、確認しておかなければならぬ。

三、秀吉による町立ての可能性

秀吉による町立ての可能性を探る前に、まず秀吉が町立てを許可したとされる天正十年(一五八二)に、社を通過したかどうかを確認しておきたい。この年六月二日に本能寺の変があり、秀吉は周知のように、備中高松の陣から「中国大返し」を敢行し、同月十三日山崎の戦いで明智光秀を破った。その後、近江から美濃・尾張に進んで光秀残党の征討に当たり、七月十一日帰京したが、同月十三日播磨に下向して、同十九日には上洛している。⁽¹⁴⁾秀吉が京都と当時の本拠播磨姫路の間を往復する際に利用するルートは大きく分けて二つある。すなわち、丹波亀山から社を通じて姫路に至る丹波道と、淀川沿いに進むルート(摂津から播磨へは湯山を経由する山間部の道と海岸沿いの山陽道の少なくとも二ルートがある)であるが、七月十三～十九日のときは往復に六日しか要していないので、山越えの多い丹波道は通らなかつた可能性もある。その後秀吉は、七月二十四日、京都

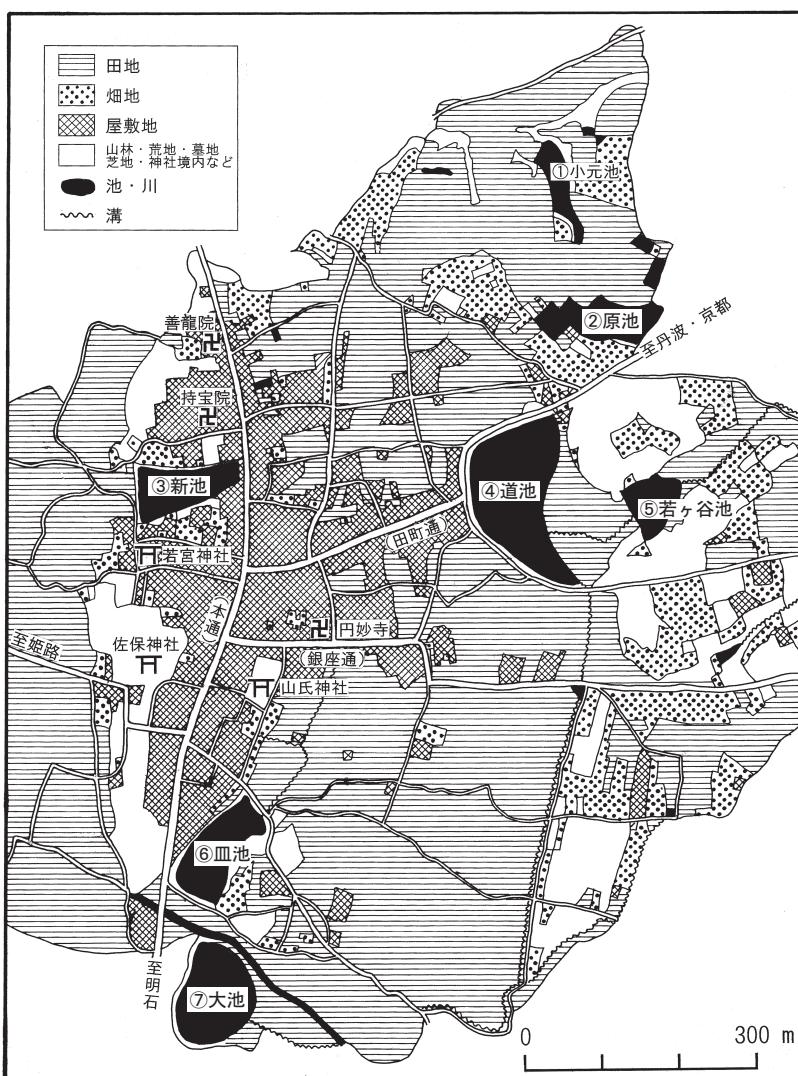


図2 明治期の社の土地利用図（地籍図による）

から丹波亀山に下っている。⁽¹⁵⁾これは、丹波道を経由して姫路に向かった可能性があるが、その後九月十八日に京都吉田で丹羽長秀らと会談するまでの秀吉の居所に関する確証が得られないでの、姫路まで下ったかどうかはわからぬ。⁽¹⁶⁾しかし、十月十三日に秀吉が亀山から入京した際には、播磨から出立したことは確実であり、丹波道を利用して姫路から上洛したことが確認される。したがって、このとき秀吉が社を通過した可能性はきわめて高く、少なくともこの点に関しては「覚書」の記述は史実を反映しているといえる。

次に、秀吉による町立て許可の可能性について検討したい。「覚書」の主張は、是左衛門から佐保大明神の由緒について説明を受け、さらに、かつてここに六日市が立てられていたことを聞いた秀吉が、「さらばいかにも町を立よ」と許可し

たので、佐保大明神の「神之敷地」に「広野村の者罷出」で町ができたとする。この場合の町立ては、無人の地への新規移住によるケースということになるが、この種の町立てが播磨でも見られなくはない。豊臣政権期まで下るが、宍粟郡山崎村において、宍粟郡を領した龍野城主木下勝俊⁽¹⁹⁾が出した次の文書がそれである。

完粟郡之内山崎村において新町申付候、望次第可罷出候、但其在所田畠をあらし、役をかゝし罷出候事無用候、他所より来候者、諸役有間敷候、仍如件、

十一月十六日

勝俊（花押）

左京亮との

二郎左衛門尉との
甚三郎との

これは、諸役免除をうたって周辺からの移住を促し新町の建設をめざす、いわば政策的な町立てであつて、⁽²¹⁾社の「覚書」にいう、住民の要請に基づく「許可」とは根本的に異なるが、無住の地における新町の形成という点では共通する。したがつて、このタイプの町立てが播磨で皆無であったとはいえない。しかし、天正十年時点の社が、「神之敷地」として無住の地であったとは考えがたい。

「佐保神社神記」⁽²²⁾と題する由緒書に「天文十六年丁未二月六日夜、社辺乃從民家起火災、本社・末社・幣殿・拝殿・祓殿・神輿殿・神樂殿・御膳宝庫等不残一時之為灰燼」とあり、佐保神社と「社辺」の民家の距離は、火事になると延焼するほどであったことになる。右の記事のうち、少なくとも天文十六年（一五四七）の火事は史実とみられる。すなわち、「佐保神社神記」は、右の記事に続いて、弘治二年（一五五六）の立柱、永禄七年（一五六四）の上棟を伝えるが、棟札（但し実物は未見）によつて、立柱と上棟の年次に間違いがないことが確認できるし、⁽²³⁾永禄二年に遷宮が行われたことは、現存する曲物の墨書銘⁽²⁴⁾で知られる。したがつて、天文十六年の火事は事実であり、ひいては、民家からの延焼も信じてよいのであるまい（実は神社の失火であつたのを隠蔽する

ための虚偽記述という可能性もゼロではないが）。とすれば、戦国期の佐保神社の周辺に人家があったことは認めてよいのではないかろうか。

次頁表3によつて慶長検地帳の名請人の名前や肩書きをみると、商人・職人を想起させる者は、No.99～101のあめや（飴屋）・目切り（石臼の目立て職人）・ぬしや（塗師屋）の三人しかない。しかし、このことから太閤検地時の社には商人・職人がほとんどなかつたと判断するのは早計である。たとえば、あめやはNo.51の五郎左衛門と区別するために肩書きが付されているのであって、重複がなければ、職種や屋号をつけることはしていないと考えられ、右の三人以外に商人・職人が存在していたことを否定するものではないと思われる。

そもそも、社は姫路と京都を結ぶ丹波道が通つており、加えてこの丹波道は室

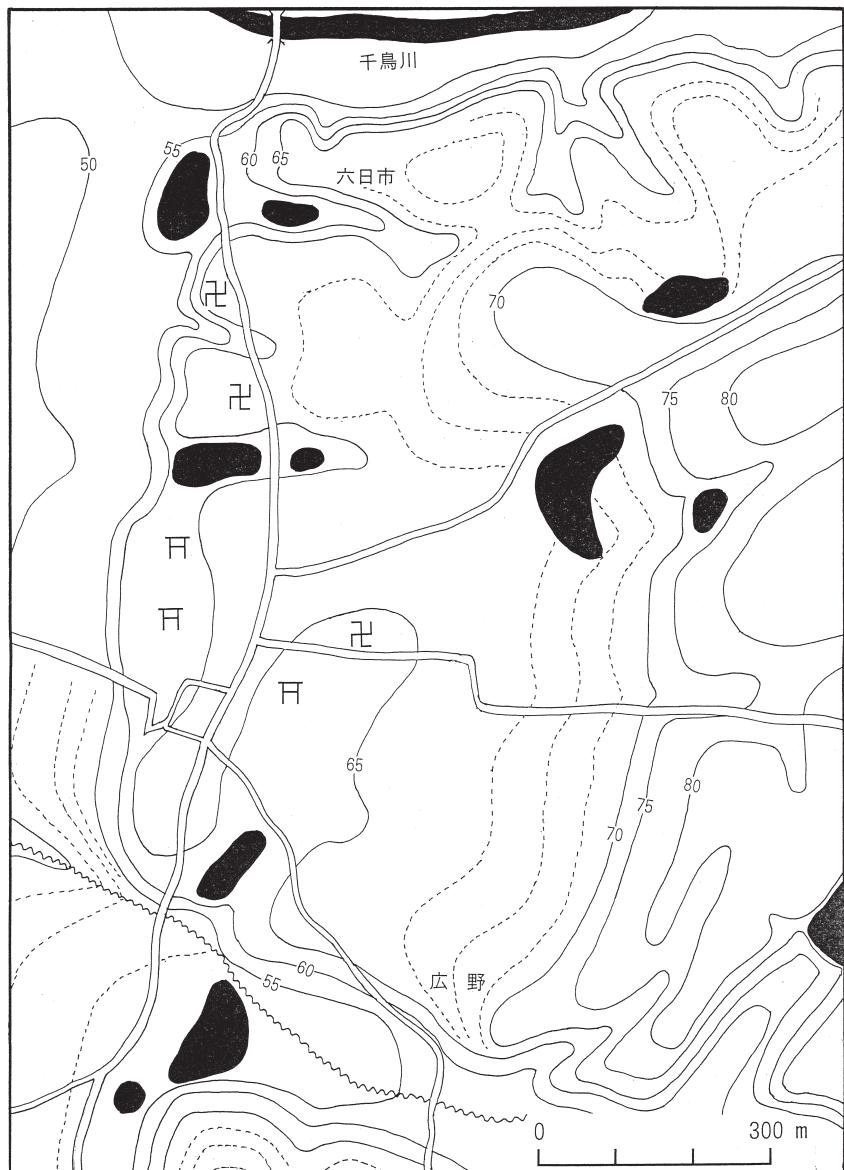


図3 明治19年の社周辺の地形
(明治19年正式2万分の1地形図「社」による)

町期から隆盛をみる西国三十三所の二十五番札所清水寺と二十六番札所一乗寺を結ぶ巡礼道にもあたつてゐる。太閤検地時の社周辺の空間的復元は次節でおこなうが、人物の往来が多かつたと思われる丹波道が、佐保神社の南と東を取り巻くように走つていれば、この道の周囲に町場が形成されいくのは自然な流れであつたといえよう。少なくとも、天正十年までここが無人の地であつたとは想定できないのである。

仮に、天正十年の秀吉による町立て許可が、「覚書」のいう移住による新町建設の許可ではなかつたとする、このとき社の住民と秀吉はなにをめぐって交渉したと考えればよいのだろうか。ひとつのケースとして、すでに町場が形成されていて、諸役免除や治安維持を内容とする市庭法の発布を要請したことが考えられる。仁木宏氏が整理されているように、信長政権下の秀吉は、播磨において淡河市庭（美嚢郡）・三木町（同）・柏尾（神東郡）・龍野町（姫路城下）など各地で都市法・市庭法を出しており、このような情報を得ていた社の住民が同様の法の発布を求めたかもしれない。しかし、かかる要求が出されたとしても、それが実現した可能性はきわめて低いと思われる。なぜなら、もし秀吉から法令なり制札が出されたのであれば、たとえそれが「覚書」にいう町立て許可の内容でなくとも、なにより大切に伝領されたはずであり、その現物が「覚書」執筆時に失われていたとしても、少なくともその存在に言及しないはずはない。にもかかわらず、「覚書」には一切そうした記述が見られないでの、秀吉の社通過を正しく天正十年としてはいても、秀吉による市庭法の発布はなかつたものと推測しておきたい。²⁶⁾

天正十年に社住民と秀吉の間になんらかの交渉があつたと仮定して、その内容として想定が可能な今ひとつは、「二年前に秀吉が播磨で実施した「國中検地」にかかる問題である。²⁷⁾ そのことを示唆するのは、「覚書」のいう地名決定の過程

表 3 慶長 6 年佐保社村検地帳の名請人
(入作者を除く)

No.	名 前	順位	No.	名 前	順位
1	太郎	111	60	又右衛門	7
2	二郎	90	61	又左衛門	2
3	五郎	114	62	助右衛門	94
4	太郎二郎	19	63	助左衛門	3
5	太郎四郎	81	64	藤右衛門	9
6	四郎五郎	62	65	藤左衛門	10
7	二郎太夫	39	66	甚右衛門	29
8	三郎太夫	100	67	甚左衛門	91
9	四郎太夫	93	68	与右衛門	56
10	善太夫	28	69	与左衛門	41
11	彦太郎	20	70	孫右衛門	32
12	惣次郎	108	71	孫左衛門	42
13	藤二郎	38	72	作右衛門	48
14	源三郎	52	73	作左衛門	51
15	又三郎	60	74	彦右衛門	76
16	与三郎	18	75	彦左衛門	64
17	新三郎	30	76	弥右衛門	59
18	孫三郎	80	77	弥左衛門	66
19	孫四郎	21	78	上ノ弥左衛門	106
20	弥五郎	84	79	与一左衛門	44
21	与七郎	26	80	与三左衛門	95
22	弥九郎	54	81	弥三衛門	83
23	藤九郎	58	82	弥三左衛門	67
24	太郎兵衛	11	83	孫介	82
25	二郎兵衛	13	84	弥三	46
26	三郎兵衛	35	85	孫六	65
27	四郎兵衛	104	86	助六	97
28	五郎兵衛	40	87	弥七	72
29	六郎兵衛	101	88	又七	103
30	七郎兵衛	53	89	いし	73
31	助兵衛	24	90	おとう	74
32	彦兵衛	27	91	お殿	70
33	弥兵衛	33	92	庄屋	88
34	惣兵衛	49	93	妙了	102
35	与兵衛	75	94		17
36	孫兵衛	89			
37	宗兵衛	96	95	うば	109
38	宇兵衛	99	96	後家	63
39	弥三兵衛	23	97	だう	107
40	右衛門	71	98	後家	112
41	左衛門	85			
42	左衛門太郎	61	99	あめや五郎左衛門	22
43	左衛門二郎	4	100	目切り おきじ	45
44	太郎右衛門	25	101	ぬしや	55
45	太郎左衛門	69			
46	二郎左衛門	78	102	最勝寺(西勝寺)	6
47	三郎右衛門	5	103	宝積坊	8
48	三郎左衛門	12	104	空藏坊	14
49	四郎左衛門	79	105	安養坊	16
50	五郎右衛門	37	106	長泉坊(泉長)	31
51	五郎左衛門	34	107	吉祥坊	36
52	別所ノ五郎左衛門	92	108	普門坊	50
53	七右衛門	87	109	御子殿(ミコ)	68
54	七左衛門	77	110	教清坊	86
55	九郎右衛門	57	111	新坊	98
56	九郎左衛門	43	112	念佛堂	105
57	新左衛門	15	113	茶屋坊主	113
58	久右衛門	47		(名前不明 1 人)	110
59	久左衛門	1			

注(1)名請人の名前をわかりやすいように分類して示した。

(2)順位は、検地帳における田・畠・屋敷の合計面積の村内順位。

である。すなわち、先に整理したように、初め広野村から移住して作られる町と、いうことで「広野町」が提案されたが、それでは広野村の者が神の地を奪ったようになるということで「社町」が再提案されたものの、町・宿は「さかり」なので、結局「社村」とした、と説明している。「さかり」の語義が明瞭でないが、「下がり」つまり、低劣、賤しいの意とみなせば、町人に連なる「町」、非人に連なる「宿(非人宿)」を卑賤視する立場に立つ記述ではないかと思われる。しかし、「宿」はともかく、「町」については、「覚書」の冒頭に「社町」と表記しているように自らの居地を「町」と認識しており、「町」を「村」より低く位置づけていたとは思えない。むしろ、実質的には町であつたにもかかわらず「社村」とされてしまつた、という無念さの吐露であつて、本当は「広野町」や「社町」としたかった社住民の本心の反映ではなかろうか。ちなみに、近世初頭の加東郡天神町に対する社村側の「負け惜しみ」対抗意識の所産なのかも知れない。ともあれ、このように町か村かという問題が生じたとすれば、それは二年前の秀吉

による播磨検地に際してのことと思われる。この検地の詳細については不明な部 分が多いが、たとえば、すでに一定の町場が形成されていた社を独立した行政単位として、つまり村切りして検地をするよう要請し、ここに多くの住人が移住していく広野村の名を冠した「広野町」、もしくは室町期からの皇室領「佐保社郷」の呼称を重視して「(佐保)社町」という提案をしたもの、結局「佐保社村」とされ、空間的にも「広野村」を含めた検地帳が作成された、という想定も可能ではなかろうか。この天正八年の検地で希望がかなわなかつた社住人らが、その二年後の秀吉の社通過を好機ととらえ再度歎願したもののそれも退けられたといふ事実が、「覚書」の物語る天正十年の秀吉による町立て伝承と、「広野町」→「社町」→「社村」という地名変遷の話として語られるようになつたのではないかと想定しておきたい。なお、慶長検地帳は「佐保社村」となつてゐるので、おそらく太閤検地はもとより天正検地でも「佐保社村」とされたものと思われるが、そうだとすれば、あるいはかつて佐保社郷の中核村落であったかも知れない広野村が、すでにその地位を失つていたことを物語つてゐる。

ところで、「覚書」によると、山本正次の指示では左衛門が秀吉に「古六日市

と申て、かくれの里より立市の有たる」と証言したことで、町立ての許可を取り付けたことになっているが、この六日市は、社市街地の北に地字として残っている（前掲図1）。この地字は慶長検地帳には見えないが、近世中期の社村で近在の村々をエリアとする月六回の定期市が開かれていたことは事実である。すなわち、社村の北北東約四キロメートルにある上淹野村の寛延三年（一七五〇）明細帳²⁹において、「一、当村市場無御座候」の次条に「一、萩原藤七郎様御代官所社村ニ市仕候、毎月四日・九日・十四日・十九日・（廿四日脱カ）廿九日市仕候、道法三十六丁程御座候」とあり、毎月四と九のつく日に社村で定期市が開かれ、上淹野村の住人も利用していたことがわかる。この市の場所を図1の字「六日市」に比定することはそれほど無理ではなかろう。慶長検地帳に六日市の地字が見えないことから、この地での市立ては近世になってからであって、古くから六日市という市が立てられていたとする「覚書」の主張は虚偽ではないか、との疑念もないではないが、しかし、たとえば検地時に当地が荒廃地となっていて（市はしばしば「無主の地」に立てられる）検地の対象とならなかつたために検地帳に見えないだけであって、ここがかつて六斎市が開かれていた場所で、いわばその伝統が近世にも引き継がれて定期市が再開された、との見方も可能である。

中世の市は河原・中洲、寺社門前、辻など、いわゆる境界領域に多く立てられたことが明らかにされている。³⁰社の六日市は河原ではなく、千鳥川の南岸、比高一六メートル程の段丘上に当たるが（図3）、かつて千鳥川河畔から字「六日市」に「市坂」と称する坂道が通じていたといわれ、千鳥川と六日市の密接な関係はうかがうことができる。千鳥川は北の穂積荘と南の佐保社郷を隔てる境界をなしている³¹、六日市は両所領の境界領域にあたっていたといえる。さらにいえば、あとでふれるように、佐保神社と一体の関係にある慈眼寺の塔頭が字「防（坊）ノ前」一帯に建ち並んでいたらしくことからすれば、広義の佐保神社境内は現市街地の北端近くまで及んでいたとみることもできるので、六日市の位置は神域により近くなる。このように、字「六日市」は、中世の市の一般的立地条件をかなり満たしているといえるのである、「覚書」がいうように、かつてここに「かくれの里」つまり社に比べて人目につかない、うら寂しい近在の百姓が利用する六斎市が開かれていた可能性は十分あると思われる。ただ、ここは丹波道からは外れていたために、そのまま市街化することなく、次節で述べるように、現在の本通・田町通・銀座通の三本の道沿いに町場が形成されていくにしたがって、六日市は一時その機能を失つていったのではあるまいか。中世の市がそのまま市街化するケースが多いとはいえ、社の六日市のように街道から離れた位置にあれば、常設店舗を設ける場所としては適しておらず、市街化することがなかつたのである。

したがって、神崎壽景が、まず「六日市」という「小部落」ができたあと、「民屋追々増加して広野屋一統」が加わり「遂に一大村落と成」つたとした点は史実に反するといわざるえない。六日市は、社における町場の形成とともにその機能を終えたものと思われる。しかし、「覚書」の書かれた近世前期、もしくは秀吉が社を通過したころ、かつての六日市の存在は、まだ社住民の記憶の底に確實に残っていたのである。

四、中世末の社周辺の空間的復元

中世末の社の状況を伝える、ほとんど唯一の史料が、繰り返し引用している慶長六年（一六〇一）「佐保社村検地帳」で、文禄四年（一五九五）の太閤検地時の情報をほとんどそのまま伝えている。この検地帳に見える地字のうち、現存する小字と一致する地字に限って、田地、畠地、田畠混合の三種を表した前掲図1によると、佐保神社の西方に広がる低位段丘面のほとんどは田地のみとなつており、「大塚」及び中位段丘との境界に当たる「宮ノ下」で田地にわずかな畠地（大塚で一・四パーセント、宮下で一六・二パーセント）が交じる様相を示している（前掲表1）。図1で岸本から梨ノ木までの地字の東西に走る境界線がほぼ一町間隔の平行線を示していて、条里制の痕跡を明瞭に残しているところからも、この地域が古くから開発が進められてきたことがわかる。また、その東の中位段丘面に乗る現市街地の西部・北部、及び東南部の字「広野」一帯には畠地があり、「広野」の北、市街地の東側は「北上門」までと「小元」全体が田地となつていて、六日市は両所領の境界領域にあたっていたといえる。さらにいえば、あとでふれるように、佐保神社と一体の関係にある慈眼寺の塔頭が字「防（坊）ノ前」一帯に建ち並んでいたらしくことからすれば、広義の佐保神社境内は現市街地のともと山林・原野の未開地であって、標高七〇メートルを超す「大林」は明治期にあってもほとんど畠地・山林である（図2・3）。したがって、検地帳上の「原」「大林」は検地帳に見えないが、その字名が示すように、この地域はもともと山林・原野の未開地であつて、標高七〇メートルを超す「大林」は明治期になつてもほとんど畠地・山林である（図2・3）。したがって、検地帳上の「こもと」の田地は、あるいは段丘下の千鳥川河畔域にあつたのかかもしれない。

耕地が見られるのは中位段丘までで、東方の高位段丘には開発が及んでおらず、検地の対象となる土地はなかつたようである。この地域には明治期になつてもまだ山林や荒地、芝地など、非耕地部分が点在していた（図2）。なお、高位段丘の西端辺縁部には、現在三か所に大規模な墓地があるが、「墓ヶ谷」の転訛とみられる「若ヶ谷」という字名が、遅くとも万治四年（一六六一）にはあったことからすれば（註10参照）、少なくとも「若ヶ谷」の入り口にある二か所の墓地は中世から営まれていた可能性がある。

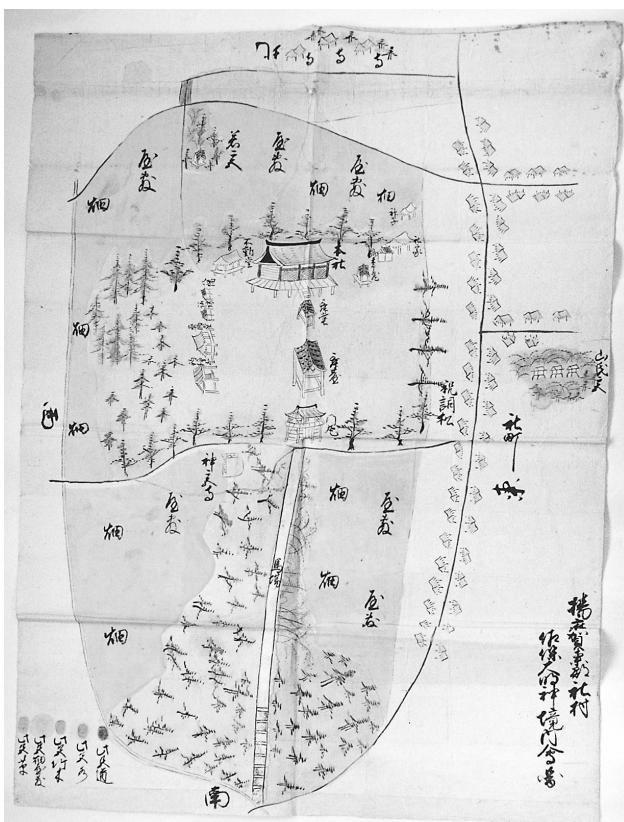


写真1 佐保大明神境内絵図（原本彩色） 佐保神社所蔵

ところで、現在の田町通に当たる「じやうも」（上門）は、北隣の「北じやうも」と南方の「東出口」「沢」がいずれも田地のみの地字になっているのに対し、ここだけ田畠が交じっている点が注目される（表1によれば畠が四二・六パーセント）。これは、ここに屋敷地がある可能性を示しているといえる。この田町通はかつての丹波道に相当し、室町期に隆盛をみる西国巡礼の清水寺と一乗寺を結ぶ巡礼道であって、この沿道が市街化するのは自然に理解できる。ちなみに、場所は特定できないものの、慶長検地帳の名請人に茶屋坊主が見えるのは（表3 No.113）、当地における行路人の多さを示唆している。

「東出口」という二名は、集落の中心からこの方向に道路を延びていて、これが集落の東端に当たっていたことを示している。つまり、このあたりまで屋敷地があつたことになる。ちなみに、「東出口」の西に接する「東条町」の東端にある真宗円妙寺は、天文十年（一五四一）の開基と伝えている。³⁵⁾この所伝が信頼でき、かつ、位置が移っていなければ、戦国期にこのあたりまで屋敷地があつたことを想定できる。なお、円妙寺が寺号を獲得するのは万治三年（一六六〇）のことである。

両（留）宝院・宝藏院・金剛院などの名も記録に見えるという。³⁷⁾慶長検地帳の名請人として多くの寺坊が見えるが（表3 No.102～113）、このうち「覚書」が巻末において「ゆらの山慈眼寺之内」と明記する宝積坊（No.103）と安養坊（No.105）を含めた八か坊はいずれも慈眼寺の塔頭であった可能性が高い（院号の持宝院・善龍院と表3の坊号を称する寺坊との関係は不明）。近世の佐保神社境内絵図（写真1）によると、神社の裏手に「寺」が三か寺描かれているが、若宮神社よりも北側に当たるので、三か寺に現在の持宝院を含んでいることは間違いない（図2参照）。表3の八か坊がすべて慈眼寺塔頭であったとすれば、絵図に見える以外にもかなりの寺院が付近にあつたとみななければならぬ。現在善龍院が市街地北端にあり、太閤検地時から「坊ノ前」なる字名があることから、この一帯に慈眼寺塔頭が建ち並んでいたことを想定することはそれほど無理ではなかろう。以上の検討結果は、明治期の社周辺の土地利用状況を表した前掲図2や近世の絵図（写真1）とも符合する。すなわち、明治以前の社は、南北を貫く街道（現本通）と、ここから東方に向かう旧丹波道（現田町通）、及び現銀座通の三本の道路が市街の骨格を形成していったことがよくわかる。

図2には多くの池が見えるが、このうちのいくつは中世の築造にかかると考えられる。まず、河川からの用水を得られない中位段丘面が太閤検地時に田地化していたことから、この地域に用水を供給する池があつたはずである。その有力

ことで、慶長検地帳に見える「念佛堂」(表3 No.112)が同寺の前身であろう。この円妙寺の前の道は現在銀座通と通称され、高位段丘に当たる嬉野台地を経て東条に通じている。

な候補として挙げられるのは、二節でふれた「若ヶ谷」の池である。この谷には現存する⑤若ヶ谷池を含めて、近世初期には三つの池があつたことが知られており（註10）、その少なくともいくつかは中世の築造にかかるとみてよからう。地形的に見て、この谷の池は「北上門」以南に給水していたと考えられる（④道池は近世の築造と思われる）。この他、図2・3には見えないが、検地帳の地字「同（じやうも）こも池」は、「上門」近くに池があつたことを示している。図1では字「小元」全域が田地として表現されているので、ここに用水を供給する池として②原池が想定されるが、先に述べたように、検地帳上の「こもと」の田地は段丘の下の千鳥川河畔にあって、段丘上は未開発地が広がっていた可能性があるので、原池は中世の築造ではないのではあるまい。この他、低位段丘面への灌水を担う池のうち、⑥皿池は中世の築造とみられる。それは、池の存在にちなむ地字「池ノ内」が慶長検地帳に登場すること、及び、検地帳の記載順で「ひろ埜前」と「坂下」の間にある「池尻」が皿池の南の地字に当たると推定されるからである（⑦大池も中世にさかのぼる可能性はある）。安政三年（一八五六）「社村明細帳」（註2）によれば、当時同村には別所池・新池・小元池・道池・皿池・若ヶ谷池・原池・大池・猪ヶ谷池・下猪ヶ谷池の一〇か所の池があつたという（猪ヶ谷池と下猪ヶ谷池は南東の山国村に属する）。このうちの別所池は埋め立てのため図2には見えないが、③新池の東の字「別所」にあつた池で（図3）、検地帳に田地のみの字「別所谷」が見えるところから、これも中世の築造かもしれない。

古代・中世の社の歴史は、湧羅野とも広野ともいわれた、中位段丘面に広がる山林・原野の開発と共にあつたといつてもよからう。慈眼寺が「湧羅野山」を山号とするのも、社の有力者肥田氏が先祖による広野の開発を主張するのも、はたまた社の商人が「広野屋」を屋号とするのもすべて、この地域の開発が社の歴史の中でもつ重みを物語っているのではないか。

むすび

以上、信頼し得る史料が圧倒的に少ないととはい、憶測を重ねた、はなはだ実証性に乏しい考察となつたが、小稿で考えたことを簡単にまとめておきたい。

「山本正尚覚書」は、延宝五年（一六七七）、当地の有力者山本正尚が、佐保神社の由緒と「社町」の成り立ちに、自家の先祖がいかに深く関わったかを顕彰するために著したものであるが、そこで語られる伝承には、一定の史実を反映する部分が含まれていた。近世において北播磨屈指の在郷町であった社村は、天正十年（一五八二）の羽柴秀吉による町立て許可を機に、近くの広野村から住民が

移住して形成されたとするのが「覚書」の骨子である。これを全面的に信じることはできないが、広野村がかかつて現市街地の東南方に存在し、その住民が社に移住したとする部分については、史実をある程度反映していると推測される。また、天正十年に秀吉が社を通過したこともほぼ事実と認められるので、そのとき、社の住民が秀吉となんらかの交渉をしたことは十分あり得る。しかし、「覚書」がいうように、それまでまったく無人の「神之敷地」に移住して町を立てることが許可を求めたとは考えがたく、神崎壽景が『佐保神社誌』で述べたように、当時の佐保神社周辺にはすでにいくらか民家が建っていて、町場が形成されつあったと考えられる。そのことを前提に、改めて天正十年社の住民が秀吉に要求した内容を想定してみると、さしあたり二つ考えられる。まずひとつは、当時秀吉が播磨で何度もか出していた、諸役免除や治安維持の保障を内容とする市庭法の発布を要求した、というものである。しかし、仮に要求が事実としても、発布が実現したとは考えにくい。なぜなら、秀吉が制札を発布したなら、社村としてはその制札をなによりも大切に伝領するはずであるし、たとえ「覚書」作成時に失われていたとしても、少なくともその存在にはふれるはずであるが、それをうかがわせる記述が一切ないからである。今ひとつ想定されるのは、二年前に秀吉が播磨で実施した「國中検地」の際、すでに町場化しつつあった佐保神社周辺について独立単位としての検地を要求し、その呼称について「広野町」もしくは「社町」を提案したものの認められなかつたため、二年後に秀吉が社を通ることを知った住人が再度同様の要求をした、というものである。「覚書」が広野町→社町→社村という地名決定過程を、自らの判断、意志によるものとしているが、そこには本当は広野町か社町にしたかったという真意が見え隠れする。秀吉に対する社住民の要求内容を以上の二つ想定してみたが、いずれにしても秀吉の認めるところとはならなかつたと推測される。そして、かつての広野村の地も含めて「佐保社村」と称することを強いられた社村（の有力者）は、そのいわば「敗北」を「敗北」として伝承するのではなく、秀吉から町立ての許可を勝ち取つて町を建設した、それにもかかわらず、自らの判断で町を称することをやめた、という文脈にしたのであるまい。

文禄四年（一五九五）の太閤検地を反映する慶長六年（一六〇一）「佐保社村検地帳」によって、中世末の社周辺の空間的復元を試みた結果、条里遺構が認められる西側の下位段丘面はほぼ田地であり、中位段丘面も、市街地の東方が、若ヶ谷に築造された池の水による開発で田地化されていたことが確認できた。その南端に位置する字「広野」のみ島地になつてゐるのは、かつてこの付近に広野村が存在したことの痕跡と思われる。高位段丘面は、その辺縁部に墓地が営まれる

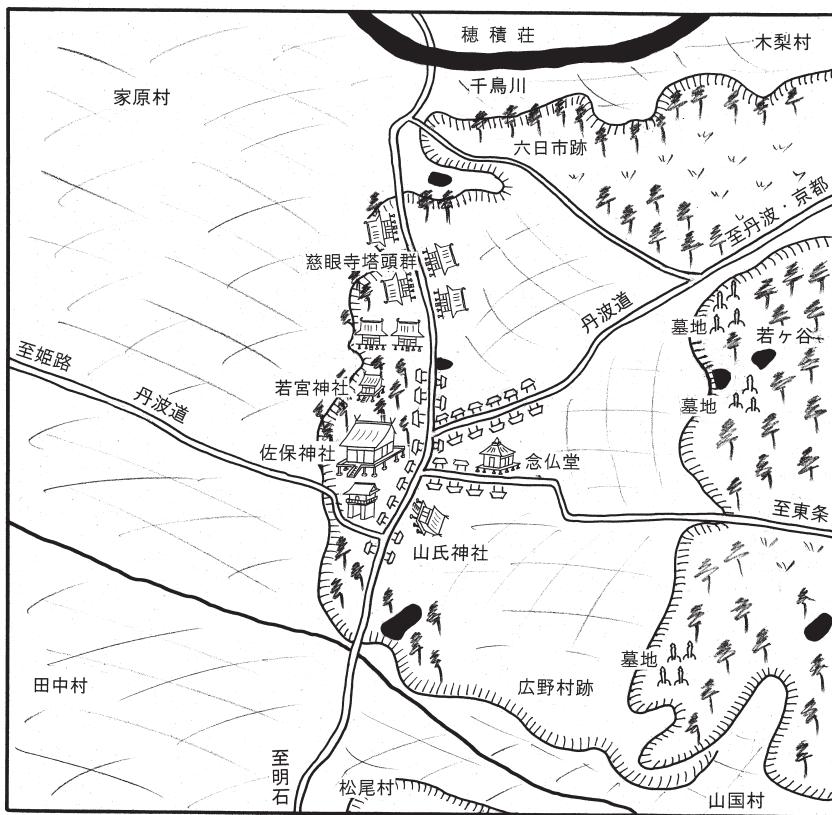


図4 中世末の社周辺の推定概念図

程度で、開発は及んでいなかった。一方、市街地を南北に貫通する現本通、丹波道に相当する現田町通、そして東条に向かう現銀座通の三本の道路沿いには屋敷地が存在したことがうかがえる。なお、秀吉への町立て要求の際、住民側はかつて「六日市」という市が立っていたことを主張したと伝えるが、字「六日市」の位置は、丹波道からは外れるものの、千鳥川の河畔に近く、かつ佐保神社の神域からも遠くないので、中世においてここに定期市が立っていた可能性は否定できない。

以上慶長検地帳を素材にした、中世末における社周辺の空間的復元作業の結果を絵図風に表現したのが次の図4である。

三

(1) 宝曆十三年正月「佐保社朱印田購入につき恵美酒講中一札」(神崎壽景『佐保神社誌』佐保神社、一九三三年(一九八六年に臨川書店より復刻)、五四〇五五頁)。

(2) 安政三年「社村明細帳」(『社町史』第四卷、七五号)。多可・加東・加西の北播磨三郡中最大であった加西郡北条町は、行政的には市場村と寺内村に分けていたが、天保十一年(一八四〇)の両村合計戸数は五〇五軒であった(『兵庫県の地名』Ⅱ、平凡社、「市場村」「寺内村」の項)。社村はこれに次ぐ二位であったと思われる。なお、加東郡は中世史料ではほとんど「賀東郡」と表記されるので(「加東郡」とされるのは近世に入ってから)、中世末の社を主たる検討対象とする本稿の表題では「賀東郡社」とした。

(3)『佐保神社誌』(註1)四〇八頁。神崎壽景は歴史に造詣が深く、『加東郡誌』の編纂事業に参画する一方、その過程で調査・収集した地域の史料や博搜した関係文献を駆使して、『加東郡誌』と同じ一九二三年に『佐保神社誌』を刊行した。

(4) 「山本正尚覚書」は、前掲『佐保神社誌』に全文採録されている（一四七〇一五一頁）。

(5)この検地帳は現在原本は散佚しているが、神崎壽景が『閑居漫録』四六・卷に翻刻していたものが『北播磨探史研究』二号(一〇〇五年)に再録されている。
(6)『社町史』第一巻(一〇〇七年)古代・中世編第五章第四節6「社町の形成」(七一~七二二頁)。

(7) 中略した、佐保大明神の由緒の概要は次の通り。

佐保大明神は天竺摩加陀国佐保郡から衆生を救わんとして播磨国加西郡鎌倉が嶽に天下り千年の修行をしていたところ、清水寺（加東市平木）の觀音がこれを福田の谷の神に迎えようとして、加西郡北条の氏神を使いとして雇い、当郡に迎えた。そのとき大明神は由良山を居所として選び、十二、三歳の子どもに化身して、加古川で釣りをしていた小部野村（加東市野村の南部地域）の三郎太夫の竿を借りて川の東に渡つた。驚いた三郎太夫は大明神を饗應し五本松に泊めた。三郎太夫は翌朝鳥居村（加東市鳥居）の四ツ池でまた拝謁し、不思議に思った春井村（現在地不詳）の藤太夫もあとから四ツ池に参上した。こうして天平二十年三月十六日寅一点に神宮寺に着いたが、人の目には見えなかつた。しかし、山氏権現（社市街地に鎮座）がこれを出迎え接待した。すると一夜で松千本、檜千本が生えた。驚いた春井村の藤太夫は郡中に触れ回り、諸侍衆が寄り合つて談合し、朝廷

に奏聞したところ、早速山本伊予守が勅使として下された。山本が帰京して報告すると、天皇は「そのように位の高い神なら社殿を造営し、大明神に据えて加東郡一〇八里のおやかたと定めよ」と命じ、万頭衆一人と大工一人の二人が「白川之鳳凰様」から下されて宮ができる、神事、祭事も定まつた。宮米は万頭衆が一〇石ずつ、村々の諸侍衆は三石、五石ずつ毎年出すこととした。日本の主は天照大神様、播磨一国のおやかたは広嶺様、加東郡百八里はこの大明神をおやかたとすべしとして、天皇から正一位大明神の位を授けられた。福田郷は鬼門に振る谷のため、五穀の実入りが不安定だったが、その年から安定するようになつたと伝えられている。天皇から下された万頭衆の子孫藤原朝臣山本伊予守正次の子孫は今も出水村におり、村上民部殿と大工三郎兵衛助の両人も家原村に子孫がいる。

右の内容のうち、加西郡鎌倉嶽に降臨して社に遷つたとか、小部野の三郎太夫がこれに関わった、などの逸話は、「佐保神社神記」（註22）を始めとする佐保神社の由緒で一样に説かれているが、朝廷から勅使の他「万頭衆」や大工が下されたとか、「万頭衆」「諸侍衆」らが宮米を負担した、といつた内容はこの「覚書」にのみ見られるもので、山本家の由緒を飾るために潤色されたものであろう。なお、佐保神社と朝廷の関係を強調しているのは、単純な権威付けといふよりも、中世の佐保社郷が皇室領であり、そのためか佐保神社の祭神に天照大神が含まれていることの当然の反映とみるべきであろう。

(8)『姫路市史』第三卷（一〇〇一年）、第一章第二節「国高の一割打出し政策」

（八木哲浩氏執筆）参照。

（9）たとえば、検地帳では「宮之前」に畠が二畝（一筆）しかないが、図1に表現すると、広大な面積をもつ現小字「宮ノ前」（佐保神社境内）全体が畠地でおおわれてしまい、現実と乖離した表現になつてている。

（10）万治四年（一六六一）「若ヶ谷奥池埋立につき社村訴状」（『社町史』第四卷、一三七号）によると、当時「若ヶ谷」（今もこの谷の入り口の北側と南側には墓地があるところから「墓ヶ谷」の転訛と考えられる）には奥之池・中之池・下之池という三つの池があり、「往古より」社村に用水を引いてきたという。

被告の木梨村側は、社村が奥の池（の堤）といっているのは木梨村の雨堤の道であると反論しているが、社村の若ヶ谷に三つの池があったこと自体は否定しない（寛文元年「木梨村返答書」『社町史』第四卷、一三八号）。このうちの「下之池」が現存する「若ヶ谷池」に当たるのではあるまいか。なお、昭和三十二年まで若ヶ谷池の下にあつた「道池」（後掲図2の④）は、谷を出たところに位置するので、万治四年当時あつた三つの池には含まれないと思われる。

（11）註（1）に同じ。

（12）七種のうち、出水・東実・松沢・家原は加東市内の大字名であり、福田は加東市南部一帯に比定される石清水八幡宮領（一時伏見宮家領）福田保、余田は中世の東大寺領穂積荘に当たる旧滝野町から旧社町にかけての地域が近世には余田郷と呼ばれたことにそれぞれちむものである。なお、社は福田保に属したが、鎌倉後期までに同保の中には佐保神社領を中心とする六箇郷が生まれ、それが室町期には佐保社郷になったとの仮説を提示している（『社町史』第一巻、二八一～二八六頁、四八三～四八七頁）。

（13）山氏神社文書の一連の偽文書によれば、寿永三年（一一八四）源義経に属して三草合戦に参戦した土肥実平が合戦のあと広野村を通過するとき、多田頼道が娘八重女を実平の子遠平と結ばせて生まれたのが実道で、この実道のとき土肥の「肥」と多田の「田」を合わせて「肥田」と改姓したとする。

（14）以上七月の秀吉の動静は、『兼見卿記』『言経卿記』の各当該日条による。

（15）『兼見卿記』天正十年七月二十四日条。

（16）『言経卿記』同日条など。

（17）『社町史』第一巻では、このとき丹波道を通つて播磨まで下つたとしたが（七一三頁）、早計であった。

（18）『兼見卿記』天正十年十月十三日条に「羽柴筑州至龜山上洛云々」、『言経卿記』同日条に「羽柴筑前守從播磨國上洛了」とある。

（19）宍粟郡は天正十二年（一五八四）黒田孝高が秀吉から「一職」を宛行われたが（『兵庫県史』史料編近世一、一九頁、黒田文書）、同十五年孝高が豊前に転封すると、おそらく一部が秀吉の蔵入地とされたものの（『兵庫県史』史料編中世三、芥田文書五一号）、同じ頃龍野城主となつた木下勝俊（姫路城主木下家定の嫡子）が、宍粟郡の大半を領することとなる。なお、勝俊は文禄二年（一五九三）末頃若狭小浜に転封されるので（『福井県史』通史編3、七七九～七八頁）、本文引用の判物の年代は天正十五年から文禄二年までの六年間に限定される。

（20）『兵庫県史』史料編中世三、山崎八幡神社文書一号。

（21）柏野莊に属した山崎の地は、室町期の西播磨守護代宇野氏が館（宍粟市山崎町門前の八幡神社境内に比定する説あり）を構えるなど（『建内記』嘉吉元年十月二十八日条に「前守護代居所入部柏野庄、已開宇野館」とある）、古くから宍粟郡の政治の中心地であつたと思われる。また、天正八年秀吉が長水城に拠る宇野祐清を討つたあと長宗我部元親宛秀吉書状（『姫路市史』第八巻、中世編年一五六七・一五七六号「紀伊統風土記付録」所収文書）に「民部大輔

(宇野祐清) 居城市場を止破」とあるので、山崎の北約四キロメートルにある長水城(比高約四五〇メートルの山城)の麓に市場があつたことが知られる。また、山崎の西北二・五キロメートルには、南北朝期の『峰相記』に「コウ野市庭」として見える高下市場(現宝粟市山崎町市場)もある。(前掲『兵庫県の地名』) II、「高下市場村」の項)。木下の新町建設策は、そうした近隣の伝統的な市場を、宛人として見える三人の有力百姓(商人カ)を軸に再編しようとする権力的意図があつたのかもしれない。なお、池田輝政が播磨に入封した直後の慶長五年(一六〇〇)十一月、「山田・山崎町中」に七か条の市庭法令を発布し、市日の指定(一と七の日)や押売・押買・郷質・所質・喧嘩口論の禁止、往還荷物の当地での付け替え、諸役免除などを確認しており(『兵庫県史』史料編中世三、山崎八幡神社文書二号)、これまでに山田・山崎両町が、六斎市が立ち往還荷物の付け替えでにぎわう町場として発展していた様相をうかがうことができる。

(22) 佐保神社所蔵『社町史』第三巻、中世六五九号)。この史料は寛永元年(一六二四)の成立とみられる(『社町史』第三巻、卷末解説、六六〇~六六二頁)。

(23) 明治十二年に時の佐保神社祠官神崎長平がまとめた「佐保神社宝物古文書目録」に、弘治二年九月二十六日の柱立、永禄七年十月一日の上棟を伝える棟札が記録されている(『社町史』第三巻、中世六八四・七三三号)。

(24) 仮遷宮までの間神体を納めていたという曲物の蓋に「永禄三庚申 御遷宮霜月廿四日寅刻」の墨書銘がある(『社町史』第三巻、中世七一五号)。

(25) 仁木宏「播磨国美囊郡淡河市庭(神戸市北区)の楽市制札をめぐる一考察」(『兵庫のしおり』7、二〇〇五年)。なお、仁木氏が付表に挙げられている事例の中で、天正六年の志方莊宛(No.16)のは、軍勢甲乙人の乱暴狼藉・放火・矢錢賦課の禁止を内容とするもので、一般的な禁制とみられ(宛先も町ではなく「志方庄」)、都市法・市庭法とするにはやや違和感があるので除外した。

(26) 『社町史』第一巻では「禁制のようないの交付を要請して認められたといつたような史実があつたことの反映なのかもしれない」としたが(七二一頁)、短慮に過ぎた。

(27) 天正八年九月二十三日仙石秀久書状(『兵庫県史』史料編中世二、太山寺文書六三号)に「國中檢地」とある。この天正八年の播磨「國中檢地」については、「社町史」第一巻で叙述したが(七九一~七九六頁)、重大な過ちを犯した。それは、このときの検地を反映する天正十年「播磨国惣社領平野村荒田帳」(『大日本史料』一一一~一三九二一頁)に「半」の表記があることから、一反二三六〇歩制をとっていたとした点である。しかし、たとえば斗代一石二斗

の中田について「一反廿歩 一石武斗八升」とあるところから、一反二三〇〇歩制をとっていることは明白である。この検地は、太閤検地に先駆けて、信長政権下の秀吉が全国で初めて一反二三〇〇歩制を採用したものとして、きわめて重要である。

(28) 「播磨國絵図」(西播磨地域皮多村文書研究会編『慶長播磨國絵図』中央出版、一九七九年)。同図は慶長十六、七年(一六一~一六二)頃の作成とされる(同上、八木哲浩「播磨國絵図の成立年代について」)、社は「惣之社」とされている。これは慶長検地帳の村名「佐保社村」の「佐保(さほ)」が「そう」と発音されたための表記であろう。

(29) 『滝野町史』史料編(一九八九年)、近世五二号。

(30) 綱野善彦「無縁・公界・樂」(平凡社、一九七八年)、勝俣鎮夫「樂市場と樂市令」(論集中世の窓)吉川弘文館、一九七七年、のち同『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年に所収)など。

(31) 神崎壽景は「佐保神社誌」巻頭の「境内并ニ附近実況略図」において、社尋常小学校(現社小学校)の東側を字「六日市」とし、千鳥川からここに「市坂」を一直線に描いているが、略図のため正確な位置が判明しない。ちなみに、字「六日市」は社尋常小学校を中心とする地域に当たり、北側は急峻な崖となつていて、ここを登る坂道はない。神崎は此の六日市に坂路あり。今に市坂と称す」としているが(八頁)、現在千鳥川から南側の段丘上に登る坂道は、字「六日市」より東の「小元」に通じる道だけで、神崎の主張の検証はできない。

(32) 『社町史』第一巻で、穂積荘、六箇郷(室町期の佐保社郷の前身と推定)の荘郷域を検討した(二八三~二八七頁)。

(33) 近世社村の、周辺村落に対する優越意識からくる表現であろう。

(34) 空白となつてゐる駒通・郷ノ元・梨ノ木も、検地帳に字名がないだけで、土地は田地のみとなつていた可能性は高い。

(35) 『社町史』第五巻、中世続補遺七号(「本願寺末寺帳」)。

(36) 前註に同じ。

(37) 前掲『佐保神社誌』一〇七頁。両宝院・宝蔵院は元禄十一年(一六九八)「佐保社朱印除地反別帳写」(『佐保神社誌』五一~五三頁)に名請人として見えるが、金剛院については不詳。

(38) 佐保神社には近世から明治初期にかけての境内絵図類が二〇枚以上伝蔵されている。写真1はそのうちの一枚で、作製年代は不明ながら、町並みを比較的丁寧に描いているので採用した。同絵図の写真掲載については佐保神社宮司神崎壽福氏から快諾いただいた。記して謝意を表したい。